

派遣事業に係る情報公開について

(対象期間：2023年4月1日 ～ 2024年3月31日)

派遣労働者の数（1日平均）	101	名
派遣先事業所数	26	件
労働者派遣の料金 (1日8時間当りの平均額)	12,246	円
派遣労働者の賃金 (1日8時間当りの平均額)	8,827	円
マージン率	27.9%	

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣の料金（平均額）} - \text{派遣労働者の賃金（平均額）}}{\text{労働者派遣の料金（平均額）}}$$

※ %表記にした場合の小数点第2位以下を四捨五入

マージンとは、派遣先企業からアイ・ビー・エス・アウトソーシング株式会社に支払われる派遣料金から、派遣スタッフ様に給与を支給した残りの額であり、これが派遣料金に占める割合をマージン率といたします。

マージンから支出する費用には、主に次のようなものがあります。

1. 法定福利費用

社会保険料（健康保険、介護保険、厚生年金保険）、労働保険（雇用保険、労災保険）の事業主負担分の費用

2. 派遣スタッフ様の年次有給休暇取得時の賃金

3. 派遣スタッフ様の健康診断受診費用

4. 派遣登録スタッフの募集費用

派遣登録スタッフ募集・採用の為に、求人広告を掲載する費用、面接会場賃借料

5. 事業運営費用

派遣スタッフ様の就業期間中の雇用管理（就業中フォロー・更新確認）、社員人件費、燃料費、送迎車両の維持管理費、事務所賃借料、通信料、光熱費等の事業運営費用

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練内容	対象者となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
技能訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
〇A機器操作訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
ワークスタイル多様化訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
リーダー就任訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口：派遣元責任者 連絡先：0276-31-1611

労働者派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定に関する事項

労使協定締結の有無	有
労使協定の有効期間	2024年4月1日 ～ 2025年3月31日
労使協定の対象となる範囲	派遣先の業務に従事する派遣労働者

労働者派遣事業 許可番号 派 10-300064
アイ・ビー・エス・アウトソーシング株式会社
〒373-0033 群馬県太田市西本町51-9
TEL 0276-31-1611 , FAX 0276-31-1612